

## 八王子市子育て応援企業登録事業実施要綱

平成 19 年 10 月 1 日施行  
平成 21 年 1 月 1 日改正  
平成 24 年 11 月 7 日改正  
平成 25 年 8 月 26 日改正  
平成 25 年 12 月 9 日改正  
平成 29 年 5 月 9 日改正  
平成 30 年 7 月 10 日改正  
令和 3 年 1 月 27 日改正

## (目的)

第 1 条 この要綱は、保護者による「子育て」や子どもが自ら育つ「子育て」に対する企業の支援を促進し、子どもが健やかに生まれ育つ環境をつくるため、子育て応援企業登録事業の実施に関して必要な事項を定める。

## (定義)

第 2 条 この要綱において、子育て応援企業（以下「応援企業」という。）とは、第 3 条第 1 項に該当する事業者等のうち、次の各号に掲げる子育て・子育て支援に積極的に取り組む、子育て・子育てにやさしく協力的な事業者等をいう。

- (1) 子どもと一緒に利用できるサービスや設備の提供
- (2) 地域における子育て・子育て支援
- (3) 子育てしながら働きやすい環境づくり
- (4) その他の子どもに関する独自の取り組み

## (登録対象)

第 3 条 応援企業に登録できる企業は、次の各号のいずれかに該当する事業者等とする。

- (1) 八王子市内の事業者
- (2) 八王子市内にある事業所（支店・工場等）
- (3) 八王子市内の事業者又は事業所が構成する団体（商店街・商店会、工業団体等）

2 次の各号のいずれかに該当する事業者等は、応援企業の登録対象としない。

- (1) 保育所等の保育を主な事業とする事業者等
- (2) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校その他 18 歳未満の子どもに対する学校教育を主な事業とする事業者等
- (3) その他の子育て・子育て支援を主な事業とする事業者等
- (4) 八王子市暴力団排除条例（平成 24 年 12 月 6 日条例第 45 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員となっている事業者等又は同第 1

号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する事業者等

- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業を営む事業者等
- (6) 政治活動、宗教活動に係る事業者等
- (7) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのある事業者等
- (8) 労働基準法など労働関係法令、その他の法令に係る著しい法令違反、税の滞納等がある事業者等
- (9) 前各号に掲げるもののほか、応援企業としての登録が妥当でないと市長が認める事業者等

（登録基準）

第 4 条 応援企業に登録することができる事業者等は、第 3 条に定める応援企業の登録対象となる事業者等のうち、次の各号のいずれかに該当する事業者等とする。

- (1) 【別表 1】に掲げる項目のうち 5 項目以上に取り組み、且つ、それらが 2 つ以上の取り組み分野にまたがっている事業者等
  - (2) 【別表 1】に掲げる項目のうち重点項目を含む 4 項目以上に取り組み、且つ、それらが 2 つ以上の取り組み分野にまたがっている事業者等
  - (3) 「赤ちゃん・ふらっと」を設置している事業者等については、親子の外出支援への貢献が特段大きいと認められるため、これに該当する事業者等で、【別表 1】に掲げる項目のうち 3 項目以上に取り組み、且つ、それらが 2 つ以上の取り組み分野にまたがっている事業者等
  - (4) 「子育てサポート企業」として厚生労働大臣の認定を受けている事業者等（「くるみんマーク」認定企業）については、ワーク・ライフ・バランスへの取り組みが特段大きいと認められるため、これに該当する事業者等で、【別表 1】に掲げる項目のうち 2 項目以上に取り組み、且つ、それらが 2 つ以上の取り組み分野にまたがっている事業者等
- 2 子育て・子育て支援に特に大きな貢献をしている事業者等については、市が認めた場合、第 1 項の規定によらず登録することができる。
- 3 従業員を雇用していない事業者については、第 1 項の規定より 1 項目少ない条件で登録することができる。

（登録申込）

第 5 条 応援企業の登録を申し込もうとする事業者等は、次の各号の書類（以下「登録申込書」という。）を市長へ提出しなければならない。

- (1) 【様式 1】八王子市子育て応援企業 登録申込書（企業情報）
- (2) 【様式 1（別紙）】八王子市子育て応援企業 登録申込書（実施項目）
- (3) その他の添付資料（【様式 1】下段に記載）

（登録）

第6条 市は、登録申込書の提出があった場合、書類審査等により第4条に定める登録基準を満たしているか審査し、登録基準を満たすと認められる場合は、応援企業として登録する。

2 市は、登録した事業者等に対し、登録証、ペナント及びステッカーを交付する。

(登録期間)

第7条 登録期間は、登録日から5年の期間を経過する日の属する年度の末日とする。ただし、市長が認めた場合は、登録期間を更新することができる。

2 登録の更新を行おうとする応援企業は、登録期間が満了する日から起算して、90日前から30日前までの間に、次の各号の書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 【様式2】八王子市子育て応援企業 登録更新申込書（企業情報）
- (2) 【様式2（別紙1）】八王子市子育て応援企業 登録更新申込書（実施項目）
- (3) 【様式2（別紙2）】八王子市子育て応援企業 登録更新申込書（独自の取り組み）
- (4) その他の添付資料（【様式2】下段に記載）

3 前項における審査は、第6条第1項の規定を準用する。

(登録変更)

第8条 応援企業は、登録内容に変更があった場合、市長に届け出なければならない。

2 登録変更の手続きは、次の各号の書類を提出することにより行う。

- (1) 【様式3】八王子市子育て応援企業 登録内容変更届出書
- (2) 【様式3（別紙）】八王子市子育て応援企業 登録内容変更届出書（実施項目）

(登録廃止・取消)

第9条 応援企業の登録を廃止しようとする事業者等は、【様式4】八王子市子育て応援企業 登録廃止届出書を、登録証、ペナント及びステッカーと共に市長へ提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届け出があった場合のほか、次の各号に掲げる状況が認められた場合は、登録を取り消すことができる。この場合、登録を取り消された事業者等は、登録証、ペナント及びステッカーを返却しなければならない。

- (1) 事業者等が廃業若しくはそれと同等の状況であることが認められた場合
- (2) 第4条に定める登録基準に反する状況があった場合

3 第7条第1項に定める期間を経過し、同条第2項に定める更新の手続きを行わない応援企業は、登録証、ペナント及びステッカーを返却しなければならない。

(周知・支援)

第10条 市は、第2条に掲げる応援企業が行う取り組みを市民に広く周知するとともに、その取り組みを支援するため、応援企業に対して、子育て・子育て支援に関する情報を提供する。

(シンボルマーク)

- 第11条 応援企業は、第6条第2項により登録証の交付を受けた場合は、応援企業である旨又は応援企業のシンボルマーク（以下、「マーク」という。）を広告、ホームページ、会社案内・パンフレット及び名刺等に表示することができる。ただし、有償で頒布する製品等への使用は認めない。
- 2 マークを表示する場合、マーク付近に「八王子市子育て応援企業」と表記しなければならない。
  - 3 マークのデザイン変更や、文字等と重ねた表示はできない。
  - 4 第1項の規定によりマークを使用した場合は、マークを表示した広告等の見本を提出し、市に報告しなければならない。
  - 5 マークを表示する広告等に係る一切の責任は、マークを表示する応援企業が負うものとする。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年11月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年12月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月27日から施行する。